

森林土木工事における工事情報共有システム活用実施要領

(目的)

第1 この要領は、県が発注する治山工事又は林道工事（以下「森林土木工事」という。）において、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的として、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式の工事情報共有システム（以下「システム」という。）を活用するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2 原則として、全ての森林土木工事を対象とする。ただし、応急工事等、緊急性を要する工事を除き、下記に該当する場合は監督職員との協議により対象外にできるものとする。

- (1) システムの利用に必要な通信環境が確保できない場合
- (2) その他、システムを利用することが不相当と認められる場合

(実施内容)

第3 発注者は、第2の対象工事の実施に当たり、工事情報共有システムの活用工事である旨を特記仕様書に明示するものとする。

- 2 対象工事における工事関係書類の提出は、システムにより行うことを原則とする。
- 3 前項で対象とする書類は、書面で行う以下の書類を除き、工事着手時に監督職員との協議により決定するものとする。
 - (1) 契約図書
 - (2) 契約関係書類
 - (3) 公印や社判が必要な書類
 - (4) その他書面による提出が効率的と判断される書類
- 4 前項の協議は、別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により行うものとする。
- 5 検査は、書類管理機能で作成された検査形式データを用いた電子検査を基本とする。
- 6 電子検査に必要なパソコン、モニター類等は、受注者が用意するものとする。
- 7 工事完成後は、システムの書類管理機能で作成された電子納品形式データをDVD等の電子媒体に保存した上で、発注者に納品するものとする。
- 8 書面で提出した書類は紙媒体で納品するものとし、受理された書類は紙媒体で受検するものとする。

(システムの機能要件)

第4 本要領において使用できるシステムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 4.0 以上)」の中で、下記に示す機能を最低限満たすものとする。

- (1) 発議書類作成機能
- (2) ワークフロー機能
- (3) 書類管理機能
- (4) 工事書類等入出力・保管支援機能

2 受注者は、前項の要件を満たすシステムのベンダーを選定し、発注者との協議により使用するシステムの決定を行うものとする。

(費用の取扱い)

第5 システムの利用に係る費用の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 登録料及び利用料は、技術管理費として共通仮設費率に含まれる。
- (2) 通信に係る費用については、現場管理費（通信交通費）に含まれる。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項については、受発注者協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。